

## 令和元年台風15号から一連の災害により被災された皆様へ

住宅の被害状況に応じた支援策があります。

## ■被害状況の把握(罹災証明書について)

被災者からの申請により、町が被災した住宅を調査し、被害の程度(半壊、全壊等)を判定したうえで「**罹災証明書**」を交付します。

※今後、罹災証明書を取得している世帯に対し災害義援金を支給しますので、12月20日までに必ず取得してください。

## ■支援策一覧

						内容
	全壊	半壊 (大規模半壊)	半壊	半壊に 至らない (一部損壊)		
1	●	▲	▲		応急住宅(*)	2年間の無償入居。 ▲:やむなく解体する場合など対象となる場合があります。
2	●	●	▲		被災者生活再建支援金	最大300万円を支給。 ▲:やむなく解体した場合に限る
3	●	●	●		災害援護資金貸付金	被災者の方が生活を立て直すための資金の貸付。
4		●	●	▲	応急修理(*)	応急的な修理に対して支援。 ▲:一部損壊は損害割合10%以上
5			▲	●	被災住宅修繕緊急支援事業	修繕費用の20%(上限50万円)補助 ▲:半壊は応急修理の支援を受けないもの
6	●	●	●	●	住宅の補修等への融資	(独)住宅金融支援機構による災害住宅融資を利用できます。 ☎0120-086-353
7	●	●	●	●	住宅被害相談窓口	ちば安心住宅リフォーム推進協議会 電話相談窓口☎0120-331-772

(\*)・・・1の「応急住宅への入居」と、4の応急修理の併用はできません。ご注意ください。

※各支援策の詳細については、添付の資料を御確認ください。

支援 1	応急住宅の供与
<p>○対象 住宅が全壊し、自らの資力では住宅を確保できない方等。</p> <p>○費用（支援）の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設型応急住宅・・・1戸当たり561万円以内</li> <li>・賃貸型応急住宅・・・地域の実情に応じた額<sup>(※)</sup></li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">(※) 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等、民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なもの。 家賃の上限…世帯人数2人以下：7.5万円、3人以上：8.5万等</p> <p>○救助期間 最長2年</p> <p>○留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅の応急修理」との併用できません</li> <li>・半壊であっても、住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの場合（全壊相当）も該当する場合があります</li> </ul> <p>○問い合わせ先</p> <p>神崎町まちづくり課 建設係 電話 0478-72-2114 千葉県住宅課 県営住宅建設計画班 電話 043-223-3228</p>	

支援 2	被災者生活再建支援金																											
<p>○対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住宅が全壊した世帯</li> <li>②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯</li> <li>③住宅が大規模半壊した世帯</li> </ol> <p>○支援金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">基礎支援金</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">加算支援金</th> <th style="width: 20%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">①全壊世帯 ・ ②解体世帯</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">200 万円</td> <td style="text-align: center;">300 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">200 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> <td style="text-align: center;">150 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">③大規模半壊 世帯</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">50 万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">200 万円</td> <td style="text-align: center;">250 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">150 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○問い合わせ先</p> <p>申請の手続きは神崎町総務課まで。</p> <p>神崎町総務課 電話 0478-72-2111 千葉県防災政策課 被災者支援班 電話 043-223-3404</p>		区 分	基礎支援金	加算支援金		合 計	①全壊世帯 ・ ②解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	補修	100 万円	200 万円	賃借	50 万円	150 万円	③大規模半壊 世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円	補修	100 万円	150 万円	賃借	50 万円	100 万円
区 分	基礎支援金	加算支援金		合 計																								
①全壊世帯 ・ ②解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円																								
		補修	100 万円	200 万円																								
		賃借	50 万円	150 万円																								
③大規模半壊 世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円																								
		補修	100 万円	150 万円																								
		賃借	50 万円	100 万円																								

支援 3	災害援護資金貸付金																
<p>○対象</p> <p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主。（※所得制限があります）</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上</p> <p>②家財の 1/3 以上の損害</p> <p>③住居の半壊又は全壊・流出</p> <p>○貸付の概要</p> <p>(1) 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の 3 分の 1 以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>(2) 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 家財の 3 分の 1 以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>被災者の経済的負担を軽減するため、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成。 ※12月27日までに保健福祉課へ提出してください。</p> <p>○問い合わせ先</p> <p>申請の手続きは神崎町保健福祉課まで。</p> <p>神崎町保健福祉課 電話 0478-72-1603 千葉県防災政策課 被災者支援班 電話 043-223-3404</p>		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
ア 当該負傷のみ	150万円																
イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250万円																
ウ 住居の半壊	270万円																
エ 住居の全壊	350万円																
ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150万円																
イ 住居の半壊	170万円																
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																

支援 4	住宅の応急修理
<p>○対象</p> <p>以下①又は②又は③に該当し、応急修理を行うことによって避難の必要がなくなる こと。</p> <p>①住宅が半壊し、自らの資力では応急修理を実施できない方</p> <p>②住宅が大規模半壊した方</p> <p>③住宅が一部損壊し、損害割合が 10%以上 20%未満（雨漏り等で 1 室以上使用不能）で自らの資力では応急修理を実施できない方</p> <p>○費用（支援）の限度額</p> <p>日常生活に必要な最低限の部分に対し、1 世帯当たり 59 万 5 千円以内。 ※一部損壊は 30 万円以内（但し、修繕費が 150 万円を超える場合は「被災住宅修繕緊急支援事業」の併用で最大 20 万円まで上乗せ措置あり）</p> <p>○留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「応急仮設住宅の供与」との併用はできません</li> <li>・町に申込みを行い、町が業者に委託して実施します</li> </ul> <p>○問い合わせ先</p> <p>神崎町まちづくり課 建設係 電話 0478-72-2114 千葉県住宅課 住宅政策班 電話 043-223-3255</p>	

支援 5	被災住宅修繕緊急支援事業
<p>○対象 住宅が一部損壊し、損壊割合が10%未満（使用不能な部屋なし）で自らの資力で修理できない方。</p> <p>○費用（支援）の限度額 屋根や外壁等の修繕に対して、工事費の20%（上限50万円以内）</p> <p>○留意事項 自らが居住する住宅であり、工事費が20万円以上（税込み）の場合が対象。</p> <p>○問い合わせ先 神崎町まちづくり課 建設係 電話 0478-72-2114</p>	